

山口家庭裁判所委員会，第5回山口地方・家庭裁判所合同
委員会議事概要

1 日時

- (1) 山口家庭裁判所委員会 令和3年10月29日（金）午後2時
- (2) 第5回山口地方・家庭裁判所合同委員会 同日（金）午後2時10分

2 場所 山口地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

- (1) 山口地方裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）

石田晋作，小松本卓，塩見富士雄，杉山慎治，田原文栄，田畑元久，中村友次郎，和田裕己

- (2) 山口家庭裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）

浦川稔，大谷栄治，佐藤真澄，杉山慎治，橘康彦，津屋尚，鳥飼晃嗣，中嶋善英，藤村亮平，山根由紀，横山順一

- (3) 説明者

神杉山口簡裁庶務課長，浅香山口家裁主任書記官，真田山口地裁総務課課長補佐，和田山口地裁総務課長

- (4) オブザーバー

ア 山口地方裁判所

宇野事務局長，宮前民事首席書記官

イ 山口家庭裁判所

中垣事務局長，守安首席調査官，平林首席書記官

4 議事の概要

- (1) 山口家庭裁判所委員会

ア 新任委員の自己紹介

イ 山口家庭裁判所委員会委員長の互選

杉山委員が委員長に選任された。

(2) 第5回山口地方・家庭裁判所合同委員会

ア 新任委員の自己紹介

イ 報告「第4回山口地方・家庭裁判所合同委員会（議題：裁判所における新型コロナウイルス感染症への対応について）での意見を踏まえた取り組みについて」（和田山口地裁総務課長）

(ア) 感染防止対策の告知

調停室，調査室，審判廷及び法廷の各入り口にマスクの着用等のお願いの張り紙を貼付した。

(イ) ホームページでの広報

実施している感染防止対策に追加して，「発熱等の症状がある場合は，来庁をお控えください。」等の内容を掲載した。

(ウ) オンライン会議の導入

民事訴訟事件におけるIT化の運用状況並びにZOOMを利用した採用試験等説明会及び多くの協議会等をオンライン会議で実施していることを説明した。

(エ) 聴覚障害者の方への情報保障

口元を見えやすくするためのマウスシールドを整備した。

ウ 議題「調停制度に関する広報について」

(ア) 神杉山口簡裁庶務課長，浅香山口家裁主任書記官及び真田山口地裁総務課課長補佐による基調説明

(イ) 意見交換

意見交換の要旨は別紙のとおり

エ 次回の意見交換の開催日及びテーマについて

(ア) 山口家庭裁判所委員会

開催日は令和4年2月1日（火）とし，意見交換のテーマは，「面会

交流について」とすることとした。

(イ) 山口地方裁判所委員会

開催日は令和4年7月頃を予定し、意見交換のテーマは、委員の意見を踏まえて、裁判所で検討することとした。

(別紙)

「調停制度に関する広報について」に関する意見交換の要旨

(発言者：◎委員長，○委員，△裁判所)

- ◎ 初めに，調停制度の説明等に関して御質問を承りたいと思います。
- 調停を広報する目的は，埋もれた案件があるのではないかとということで，もっと知っていただきたいということでしょうか。今実施されている調停の件数について教えていただければと思います。
- △ 民事調停事件の推移を簡単に申し上げますと，最近のピークは平成15年で，山口県全体で1万0523件ございました。それが令和2年は265件で，かなり件数が減っています。これは，平成12年に特定調停という支払不能に陥りそうな債務者の方向けの債務整理のための調停事件がとても多く，その後，そのような事件が少なくなり，今申し上げた件数にまで減っているということがございます。ただ，先ほど御説明させていただきましたように，調停はとてもよい制度です。実際に件数が減っている原因はよく分かっていませんが，皆さんに知っていただきたい，もし，制度を知らないために本当に困っている方が使えないことで件数が伸びていないのであれば，危惧すべきことですので，利用すべき方に利用していただけるように制度周知を進めたいという視点で御意見をいただきたいと思います。
- △ 家事調停事件は，全体的に増加傾向にあります。家事調停は夫婦及び家族間のトラブルを扱っておりますので，そのようなトラブルは潜在的にもっとあるのではないかとということで，家事調停を利用していただきたいということを目的とした広報をするために御意見を伺いたいと考えます。
- ◎ 昔はサラ金とその利用者との間で，お金を払えという請求に対し，利息を取り過ぎであり利息を引くとこの金額になります，あるいは払い過ぎですという紛争が非常に多くありました。その後，サラ金の関係は立法等があり，おおむね解決され，そのような関係の利用者はほとんどいなくなりました。では，それ以外の

方々がどの程度利用していただいているかといいますと、先ほどから数字が出ておるとおり、利用者の数は減っている状況です。ただ、調停制度はよい制度であり、訴訟を起こして判決を求めるよりも調停を利用した方がいい事件は、世の中に数多くあるのではないかと思います。調停の良い点をもっとアピールし、もう少し利用する方が増えてほしいと考えて広報をしているところでございます。

○ 調停制度の広報は、知らない方にどう知っていただくかという点がとても難しいと考えます。広報の実施方法を考える前提として、裁判所ではSNSやYouTubeのような新しいメディアを利用することに規制がありますか。YouTubeを見ているときに途中で宣伝が入ってきて目にするというのが、一番触れやすいと思います。ホームページは、その情報を求めているときには自分からアクセスするのですが、求めている人のところには届きません。そのため、相手が行きに行くのではなく、自動的に情報が届く広報というものを考えるのがよいのではないかと思います。

◎ 確かにSNS等で発信するというのが、国民にこのような制度を届ける方法として効果的ではないかということですね。そのような広報を裁判所で実施することに制約がありますか。

△ 具体的にどのような制約があるかというのは、今具体的には申し上げられませんが、やはり何か発信するのであれば、裁判所ですので何でもできるということにはならないと考えます。

△ 中立性、公平性という点での検討は必要だと考えます。また、YouTube等で発信するものを作るとなると費用の捻出が難しいということはあるかと考えます。

◎ SNS等で発信するのが効果的ではないかというのは仰るとおりですが、裁判所という性格上、何でもできるということではなく、ある程度費用をかけてとなると、費用の捻出が現段階ではなかなか難しいということですかね。

○ 内容を吟味する必要があるでしょうが、裁判所がSNS等を利用できないこと

はないと考えます。費用もSNS関係はそれほどかからないので、恐らく人件費、人の手間がかかるところが問題になるのだと思います。そこはしっかりと体制をとる必要がありますし、100周年として特別な広報をするときは、ゼロサムではなく、ぜひ上乘せする予算を獲得してやっていただきたいと思います。

○ 地方公共団体等へパンフレット等を配布しているとのことですが、地方公共団体の出先機関である児童相談所等にも配っているのでしょうか。児童相談所は紛争性の高い事案が非常に多く、関係者の方からすると調停制度の情報は重要だと思います。

△ 児童相談所には、中央児童相談所だけでなく、各地の児童相談所に家庭裁判所における子どもに関する手続や家事事件のしおり等の幾つかのリーフレットを送らせていただいておりますが、民事調停の関係は送っておりません。その他にも相談窓口を持っている機関には、ある程度送らせていただいております。

○ 児童相談所に来られる方は、家庭内に問題を抱えているケースが多く見受けられますが、それだけではなく、近隣住民とのトラブルを抱えているケースも数多くあり、家事調停に限らず、民事調停も関係するのではないかと考えます。そのため、地方公共団体の本局のみではなく、色々な紛争性の高い事案に関わる出先機関にもパンフレット等を送っていただくとより周知されるのではないかと思います。

△ 裁判所のリーフレット等は数多くありますので、配布物、配布先及び配布数については、また精査した上で配布させていただきます。

◎ 恐らく各地の機関に配るという体制はできていると思います。ただ、各機関の選定等で漏れているところは当然あり得ると思いますので、御指摘を踏まえて、これから検討したいと思います。

既に調停制度についての御質問だけではなく、本日の御意見をいただきたい点である「現在の広報活動について改善すべき点」及び「調停制度100周年に向けた効果的な広報として考えられる活動」についての御意見もいただいております。

す。裁判所というところ、まず第一に裁判をするところというイメージがあると思いますが、調停という話し合いの場を持ってもらうということも力を入れている分野であります。それも含め、先ほどの説明を聞いて率直にどんなことを感じられたかということでも結構ですので、皆様から感想をいただきたいと思います。

○ 私はテレビ局に勤めており、その観点からも非常に興味深いテーマで取り上げるべきだと思っております。調停制度の存在はもちろん知っていますが、紛争が起きたときに多くの方は即裁判に頭がいきがちですけれども、そこに至ることなく、調停制度を使えば解決を導き出す一つの手立てになるということは意外に知られていないことだと改めて思いました。来年10月1日がちょうど100周年ということですから、その時期を中心にメディアにうまくアピールできれば、多くのメディアが関心を持つのではないかと率直に思います。今回、全国規模でどのような広報を展開するのでしょうか。

△ 全国規模での具体的な実施内容は、まだ情報を得ておりません。ただ、当庁に限らず全国的に100周年という機会に様々な広報に取り組んでいこうということで検討しているところであります。

◎ 先日、裁判員制度10周年があり、各庁で様々な広報を実施しました。今回も調停100周年ということで、山口を含め各庁で様々な広報活動をするようになります。委員から取り上げがいのあるテーマだと仰っていただきましたので、広報を実施する際はよろしくお願いいたします。

○ 今年の憲法週間に、学生たちが模擬裁判員裁判を体験させていただきました。その場では緊張して、きちんとした意見が言えなかったのですが、大学に戻ってみると、不謹慎ですが楽しかったですとか、ドラマやニュースに関心を持って見るようになったという話をしています。私自身もニュースで判決を聞くと思うことが多くあります。今回の広報活動として模擬調停を実施する予定とのことですが、その効果は自分が思っていた以上に高いのだと思いました。これから教員になる学生たちが、若いうちに経験しておく、折に触れて体験したことを思い出

すと考えると、とてもよい機会をいただきました。

- ◎ 確かにそれをきっかけに刑事裁判に興味を持っていただくと、色々なニュース等を見てもよく分かっていただけるのではないかと思います。今回の広報において、模擬調停は有力なツールではないかと私も思います。
- 先ほど御説明いただいて認識を新たにしたところがありまして、その自分自身の実感も踏まえ、これを必要とする方にとって、裁判所や調停は心理的に距離があるものだと思います。当事者の方に制度を知っていただくことは大事ですが、やはり支援者側がよく知っておくということがとても大事だと思います。児童虐待等の困難な相談は、児童相談所はもちろんですが、市町村の窓口が第一義的に相談窓口位置づけられていますので、その窓口の相談員も調停のことをよく知っておく方がいいと思います。しかし、そのような窓口の相談員は、非常勤や嘱託のように短期間しか勤めない方も多く、パンフレットを配布しても自分たちで読み込んで勉強することは難しいので、研修をきちんと受けることが必要だと思います。また、出先というお話がありましたが、児童相談所だけではなく、福祉事務所も同じことが言えるかと思いました。知ってはいるけれども、それを業務に生かすには、繰り返し仕事の中で知られることが必要だと考えます。さらに、地域で離婚や生活問題を抱えた方に寄り添っている方々は、民間の団体やNPOで子育て支援をされている方々が多いですから、そのような方々が勉強会をする際のメニューに調停制度を入れるということも理解が深まる一つの方策だと考えます。
- ◎ 御本人が調停制度を知ることは必要ですが、その支援者が調停制度に対する理解を深めるために手段を尽くして広報をやるべきではないかということでございますね。確かに現状もそれなりに意識はしていると思いますが、まだ不十分な点があり、もし調停制度の利用者がそれほど多くないとすれば、そのようなところに問題があるかもしれないですね。
- 先日、消費生活センターが「消費者被害を防止して安全安心を確保をするこ

と」をテーマにした協議会を開催し、消費者団体の方々にお集まりいただきました。この協議会で裁判所から講師に来ていただき、「民事調停制度、消費者トラブル解決のために」と題してお話をいただきました。このような取組は、継続して行っていきたいと考えておりますので、引き続きお願いいたします。ほかにも各地域で様々な団体から出前講座の依頼がございまして、テーマが合えば、またお願いしたいと思っております。また、パンフレットにつきましても、出先機関等もありますので、配布に御協力できればと考えます。

- 私は弁護士をしておりまして、家事はもちろん民事も訴訟になじまないような近隣関係のトラブルや費用が捻出できないものについて調停制度を頻繁に利用しています。日本の裁判所は本当に敷居が高いため、強制力はないのですが、裁判所から呼出状が来ると相手方が応じてくれるので、民事調停、家事調停ともに紛争の解決にとっても役に立つと思っております。先日、防府市の市政便りに無料で調停制度の相談をしますという広報が載っていました。しかし、それを見たときに、多分ほとんど人は来ないだろうと思いました。なぜかという、日常的に相談を受けている弁護士からすると、一般の方は調停制度を利用しようという高い志はお持ちではなく、今ある紛争をどうしたら解決できるのか、それにどの手続きがいいのかというのが分からないのです。そのため、調停制度を説明しますというよりは、抱えている問題が調停に適しているかどうかが一番問題だと思います。その上で先ほども御指摘があったとおり、第一次的に相談を受ける方に対して研修等を広く実施する方がいいのではないかと思います。私は、無料法律相談で、どうだろうかと思う事案でも調停をしてみたらどうですかとかなり言っています。簡裁に行くと色々と相談も含めてやっていただけますし、費用もかかりません。一般の方には裁判所の敷地に行くこと自体がとても敷居が高い中で、このような解決になるのではないですかというアドバイスをしないと敷居をまたいでは行かないと思います。

- ◎ 調停について積極的に広報していただいているということでございますけれど

も、裁判所の敷居が高いというのは調停でも同じということですかね。そうすると、利用者ももちろんですけども、身近に相談に乗るような方々に調停のよさをできるだけ広く伝えていくための地道な活動が必要だということですね。

- 山口県男女共同参画相談センターは児童相談所と同じ県の出先で、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの機能をもっております。当センターは、御家庭に課題を抱えた方や夫婦関係の問題を抱えた方が相談に来られるのですが、相談員が夫婦関係調整調停というものがございましてと度々伝えていますが、ただ、リーフレット等はあまり使用していないようで、そのような制度が裁判所にありますという紹介で、恐らく相談者の方には、裁判所は敷居が高いだろうと感じております。もし、調停を申し立てたいと仰る方がいらっしゃれば、丁寧に相談員が説明をするプロセスは持っておりますけれども、やはり手軽に御紹介をするツールがなく、それがあればと御案内しやすいかもしれないと感じています。
- ◎ この方は調停を利用した方がいいというときに、気軽に裁判所で相談できる担当者やツールが欲しいということですかね。困っている人を申立てにつなげる立場の人に、気軽に裁判所の調停を紹介できるような活動を続けていきたいと思えます。
- 個人的な感想ですが、以前は民事調停事件の申立てが年間1万件ぐらいあったということが衝撃でした。現在はICT及びIT化が進み、約款・規約が整備され、紙幣を持って買い物をすることも減ったので、随分トラブルが減っているのではないかと思います。潜在的にはこのような問題がまだあると思います。私は施設で働いており、障害者の方が父からお金を返してもらえないですとか、高齢者が息子に年金を取られているという相談はあったのですが、親子間、親族間で調停を起こすかとなると、そこまではしませんということがありました。入居代や生活費が払えずに申立てに踏み込んだという事例もあります。やはり支援者が制度を知っていて、そこにどうつなぐかということは、私たちも責任を持たないといけないと思います。私は、社会福祉士会や介護支援専門協会にも所属

しておりますので、支援者の方々を調停制度の広報につなげていきたいと考えております。

- ◎ 親子間は夫婦より近いので、調停を利用しにくいというのはよく分かります。今の、父親が金を返してくれないという紛争を裁判所に持ち込んではいけないということはありません。決して裁判所の敷居を低くするためではありませんが、身近な紛争も家庭裁判所に持ち込むとそれなりの道筋がつくかもしれないので、普段の生活でお困りのことがあれば家庭裁判所や簡易裁判所を気軽に利用できるということになれば、もっと利用者は増えていくのではないかと感じました。
- 調停制度のお話を聞いて、本当によい制度だと感じました。ただ、一方で知られていないということが大きく言われており、知られていないものを広く紹介することはここにいる全員の役割だと思って非常に興味深く聞かせていただきました。報道する立場で言うと、刑事裁判、民事裁判は日々のニュース報道でよく取り上げるのですが、調停の記事は書いたことがありません。なぜなら、公開されている法廷と違って内容が密室で行われているというところと、非常に内容がデリケートで一般報道にそぐわないというところで、なかなかストレートニュースでは取り上げにくいのです。そのため、国民は民事裁判、刑事裁判はドラマにもなるのでよく知っているけれども、特に民事調停は知られていないことが多いのではないかと感じました。ただ、ストレートニュースとしては報じにくいので、今回の広報活動の柱である模擬調停をぜひ幅広い方が体験できるようにしていただきたいと思います。また、ラジオで調停委員の方にやりがいを聞くという広報を予定しているとのことですが、今回の広報は調停制度のよさを知らしめるもので調停委員の募集ではないので、この制度を利用した方がどこに満足を感じたかというところに焦点をおいた構成にされた方がいいのではないかと思います。例えば、調停を利用された方がなぜ調停を選んだのか、どのようなところに調停のよさ、満足を感じられたかという意見を聴き取られて、それを中心に広報されると調停制度のよさが実感されるものとして国民に伝わるのではないかと感じまし

た。100周年という節目でもありますし、新聞という媒体でも非常に親和性の高いテーマなので、ぜひ協力したいと考えます。また、模擬調停を実施される際は、委員長にインタビューさせていただくことも御検討いただければと思います。

○ 私は弁護士を26年ほどやっておりますし、調停委員もやらせていただいております。調停は皆さんの御意見に多々出てきたように、大変よい制度だと思えます。裁判所での救済を必要とされている方が大勢いらっしゃるのですが、どうしても敷居が高く、唯一と言うと語弊があるかもしれませんが、調停は非常に利用しやすい制度です。そのため、広報は利用しやすいというところを強くアピールするのがよいと思います。また、裁判所の手続は弁護士でなければ難しいものが多く、弁護士が受任すると費用が発生します。まともに弁護士は要りませんというのは困りますし、全てがそうではありませんが、調停は弁護士がいなくても当事者だけで解決できるというところをアピールするとよいと思います。特に私は、調停であれば、家裁も簡裁も結構相談に乗ってくれるところがとてもよいと思っています。そのため、分かりやすい、親しみやすいところを前面に出していただいて、あからさまではないにしても、当事者だけでもできるというところ、あるいは気楽に相談に乗ってくれて、場合によっては申立書の書き方も教えてくれるところをアピールされてはどうかと思います。

○ 現状、調停制度を紹介している一番大きなルートが弁護士だと思います。自治体主催の無料相談は圧倒的に近隣関係の相談が多く、なぜか有料相談ではそのような相談はありません。近隣関係は相談料を出すのも割が合わないという内容ですから、かなり民事調停を紹介しています。相談者を調停に送り出して、その後どうなったのか気になっていたのですが、民事調停の審理期間で1か月以内が33パーセントということには驚きました。弁護士が民事調停そのものに関わることはあまりないものですから、機能しているという裏づけが見られたのは収穫だと思っています。

○ 今回は二通りの広報があると思います。一つは、実際に紛争に巻き込まれて困

っている人にその情報を届けること、もう一つは、トラブルに巻き込まれる前の人に対して、この制度があるということを広く認知させるための情報提供です。前者は、先ほどから出ているように、弁護士の方々や相談窓口の方々から知らせること、あるいは裁判所のパンフレットやホームページに制度の詳しい説明があるので、それを充実させるというのが一つだと思います。後者は、制度について日頃から、いかに国民、市民にその存在と有効性を知らしめておくかという観点で言えば、我々メディアがそれを知らしめておくということとSNS等インターネット経由での情報発信があると思います。特に、後者の広く知らしめるという点で言いますと、裁判所は敷居が高いということを解決するには、色々な方法がありますが、メディアを使って単にこのような制度がありますという説明だけではなく、そのやり方については、テレビ局がアイデアを出し、より興味深く面白く見ていただけるように努力させていただきます。一方、突拍子もないことを言いますと、裁判所はお堅いということを逆手に取り、例えば、ユーチューブに裁判長等が出演する3分動画を作ってください、調停について面白おかしく動画を発信すると、世界中に広く行き渡ります。そこで、最近はやりのバズったという状況になると、話題を呼んで自然にみんなが知るところとなるというのが今の時代の情報の伝わり方なので、そのようなやり方を模索されるのも一つのやり方ではないかと思います。お立場上リスクを伴いますけれども、メディアの観点からすると、非常に面白く取り上げたいと思います。

◎ やはりリスクはあると思いますが、面白い御提言ですので、頭に入れておきたいと思います。確かに制度自体の広報は、マスメディアと共同して企画をつくるというのも非常に有効な方法だと考えます。今回、力強いお言葉をいただいておりますので、今後色々と考えて相談していきたいと思います。

○ パンフレット等にはQRコードを入れていただきたいと思います。気になった人がQRコードで取るとデータに残りますし、そのように日常的に触れられる状態にすることは基本お金がかからないので、ぜひ身近な方にPRするために取り

入れていただけるとありがたいと思います。また、個人的には裁判所の外に大きなQRコードを貼って、みんなが気になって取って見るという荒技もよいのではないかと思います。

◎ QRコードがあればすぐにつながるというのは仰るとおりです。可能かどうかは分かりませんが、検討させていただきたいと思います。

○ 私は、裁判員裁判の裁判長をしています。裁判員の方には、広報として、調停のリーフレット等をお配りしています。先日、裁判員の方が民事調停のリーフレットを御覧になり、「裁判所にはこんなものがあるのですね、知らなかったです。」という話をされました。裁判所の職員は、私を含め、制度を知らない人の声は聞いたことがありません。裁判所に来られる方は、制度を知って来られるので、知っている方の声は色々と聞くのですが、私は、そのとき制度を知らない方の声を初めて聞きました。広報をする前提として、これ程知られていないということを知らないと前に推進していきません。皆さんには、いかに制度が知られていないのかということを経験所に教えていただきたいと思います。また、調停という言葉は知っているけれども、どのような申立てができるのか、手続がどのように進むのかということが知られておらず、制度の中身の広報が足りていないと思います。だからこそ、先ほどから出てきた敷居が高いという話になるのです。得体が知れないと誰も行きたくないのも、実際に調停を申立てるとどのように話し合いが行われ、どのように提案がされてというところまで世間一般の方に知っていただくことが必要だとつくづく思った次第です。

○ 私は家庭裁判所の裁判官で、家事調停を担当しています。最近いわゆるシングルマザーの貧困問題で、養育費不払いがかなり取り上げられ、新聞報道等もされていますが、そもそも離婚するときに養育費を払ってもらえるということすら知らない人がまだ結構いるのではないかと思います。山口県でも宇部市が養育費不払い解消のモデル事業実施自治体になりまして、裁判所の職員が会議に出席していますが、そこで検討していることからそう感じることもあります。

裁判所にいると養育費の調停は多数ありますので、普通に知られているように錯覚するのですが、実際には知らないまま貧困家庭になっているケースも結構あるのかもしれないと思います。そのような意味で、家事調停につきましても、まだまだ広報をしていかなければいけないと感じました。

- ◎ それでは時間になりましたので、意見交換は以上とさせていただきます。非常に活発な意見交換をいただきまして、ありがとうございました。非常に参考になる御提言が多かったと考えております。皆様方も調停について理解していただいたのではないかと思いますけれども、これからそれぞれのお立場で調停というものを考えていただければ幸いです。それでは、以上で議事を終了させていただきます。

以上